

質問書

軽井沢町 町長 殿

町営住宅の一部の人の屋賃の不足分

1220万円を請求せず放棄したと言われているが

これは事実なのか お聞きしたい

もし事実なら

1. どの法律を根拠に請求せず放棄したのか

2. 1220万円を町長と関係者は弁済するのか

3. 放棄に関係した者に対してどのような

法的処罰をするのか

以上を 2週間位で返書をお願いします

令和7年6月 日

軽井沢町



7 軽住第 151 号
令和 7 年 6 月 5 日

様

軽井沢町長 土屋 三千夫



質問書について（回答）

令和 7 年 6 月 2 日に収受しました質問書につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

町営住宅の一部の人の屋賃の不足分 1,220 万円を請求せず放棄したと言われているがこれは事実なのかお聞きしたい。

【回答】

町営住宅収入超過者に対する家賃算定誤り分の 12,237,000 円※について、追加徴収を行わないと決定したことは事実です。

※12,237,000 円については、令和 2 年 3 月以前の関係書類の文書保存期間が過ぎており、令和 2 年 4 月時点で収入超過者となっていた期間の確認ができないため、令和 2 年度を収入超過者と認定した 1 年目として計算した金額となります。

（収入超過者と認定した期間に応じた割増率を用いて加算額を算定するため、正確な加算額の確定ができません。）

もし事実なら

1. どの法律を根拠に請求せず放棄したのか

【回答】

追加徴収を行わないことに関する法的な根拠はございません。

追加徴収を行わないと判断した理由は、次の①から③のとおりです。

- ①町から収入超過者に対して加算額の情報伝達がなく入居者に責任がない。
- ②令和 2 年 3 月以前の書類の文書保存期間が過ぎており、収入超過者となつてからの期間を正確に把握できないため、加算額を確定することができない。
- ③町から入居者に対して、年度当初に家賃を通知しており、入居者からの異議申し立てがない時点で、当年度の家賃は双方の合意があったとみなされ、原則として追加徴収することが難しい。

2. 1,220万円を町長と関係者は弁済するのか

【回答】

1の②の理由のとおり、収入超過者に対する加算額を確定することができないことから、本来、徴収すべきであった金額も確定することができません。

徴収すべき金額の根拠がないこと及び関係者の処分を次の3の回答のとおり決定したことから、町長と関係者が過小徴収分を負担することはありません。

3. 放棄に関係した者に対してどのような法的処罰をするのか

【回答】

関係者の処分につきましては、地方公務員法の規定に基づき、次のとおり懲戒処分を行いました。(令和7年4月10日に公表した内容)

1 被処分者

①当時の町営住宅家賃算定担当者 男性(60代)

②当時の町営住宅家賃算定担当者 男性(20代)

2 処分内容

①減給 10分の2 3月

②減給 10分の1 1月

3 処分事案の概要

令和6年度以前の町営住宅入居者の収入超過者に対する住宅使用料算定誤りにより公平性に欠け、町行政の信頼を失墜させた。(令和7年2月27日の記者会見で公表)

4 処分日

令和7年4月7日

※なお、今回の被処分者以外の過去の家賃算定担当者1名については、現在、病氣療養中のため処分保留としました。

軽井沢町 住民課

担当:(課長)

(係長)

電話:0267-45-8540

FAX:0267-46-3165

E-mail:juumin@town.karuizawa.nagano.jp